



『ビジネスと人権』（経産省ガイドラインと企業に求められる取組）

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン(第63号)

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

近時ニュースなどでも「ビジネスと人権」という言葉を耳にすることが多くなりました。今年の2月には、フォルクスワーゲングループ傘下的高级ブランドであるポルシェ、ベントレー、アウディの各車両について、部品メーカーが別の会社から調達した電子部品の中に、「ウイグル強制労働防止法」違反の部品が含まれていたとして、米国当局が、数千台の車両を差し止めた事例の報道がありました。このように、「ビジネスと人権」関連のニュース報道がなされることも珍しくなくなっています。

国連など国際機関においては従前から「ビジネスと人権」について議論が進められてきておりましたが、我が国では令和4年9月に、経済産業省において「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(以下「経産省ガイドライン」)が策定されました。これは、「ビジネスと人権」にかかる国際スタンダードをふまえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本で事業活動を行う企業の実態に即して、具体的に分かりやすく解説したものです。

本稿では、経産省ガイドラインの概要を説明いたします。今後取組をされる企業の参考になれば幸いです。

※全文ご覧いただくにはこちらの URL から
・『ビジネスと人権』（経産省ガイドラインと企業に求められる取組）
(<https://www.clo.jp/column/4438/>)

~~~~~  
【この記事に関するお問い合わせ先】

弁護士 赤崎 雄作 [ [akasaki\\_y@clo.gr.jp](mailto:akasaki_y@clo.gr.jp) ]

~~~~~  
※メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

clo_mlstop@clo.gr.jp

.....

弁護士法人中央総合法律事務所 [<https://www.clo.jp/>]

(大阪事務所)

〒530-0004 大阪市北区堂島浜 1-1-27 大阪堂島浜タワー15階

TEL:06-6676-8834 FAX:06-6676-8839

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8番 京都三井ビル 3階

TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) CHUO SOGO LPC

All Rights Reserved.

.....